

議案第 131 号

大山田教育センター設置及び管理に関する条例の廃止について

大山田教育センター設置及び管理に関する条例を次のとおり廃止しようとする。

平成 23 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

大山田教育センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大山田教育センター設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 247 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。